

区民まんなか杉並 規約

- 第1条（名 称） 本団体は、区民まんなか杉並と称する。
- 第2条（所在地） 本団体の活動区域は杉並区内とし、事務所は東京都杉並区久我山5-4-5とする。
- 第3条（目 的） 本団体は、杉並区の住民自治と民主主義を深化させ、区民が主体的に参画する開かれた区政を継続・発展させることを目的とする。同時に、本団体の活動を通じて参加者が地域づくりのリーダー（コミュニティ・オーガナイザー）になっていくことも目指す。
- 第4条（事 業） 本団体の目的を達成するために、次の諸活動を行う。
(1) 区内各地域での課題に関する調査・分析、区への提案
(2) ニュースレター、その他印刷物の発行、SNSでの発信
(3) 宣伝活動
(4) その他本団体の目的達成のために必要な活動
- 第5条（会 員）
1 本団体の目的に賛同する者をもってサポーター会員とする。
2 サポーター会員は、申込の意思を表明し、賛同費を支払うこととする。
3 本団体は、会員等が次の各号に該当する場合は退会を命ずる。
① 本規約第3条に定める本団体の目的に違反する政治的な言動を行い、本団体の会員等にふさわしくないことが客観的に明らかになったとき。
② その他、本規約に照らしやむを得ない事由があるとき
- 第6条（役 員） 本団体は次の役員を置く。
代表、会計責任者、会計代行責任者
- 第7条（役員の選出及び任期）
1 役員は、総会において選出する。
2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第8条（会 議）
1 代表は、原則として1年に1回の通常総会を開催し、その他必要に応じ臨時総会を招集する。
2 代表は、必要に応じ役員会を招集する。
3 総会および臨時総会における議案は出席者の多数決によって決することとする。
- 第9条（経 費） 本団体の経費は、賛同費、その他の収入をもって充当する。
- 第10条（賛同費） 本団体の賛同費は、以下とする。
1口 500円（何口でも可）
- 第11条（会計年度および会計監査）
1 本団体の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
2 会計責任者は、本団体の経理につき年1回、総会に報告する。
- 第12条（規約の改廃） 本規約の改廃は、総会において決定する。
- 第13条（解 散） 本団体は、総会の議決その他法令に定める事由により解散する。解散時の残余財産は、総会の議決に基づき本団体の目的に類似の事業を行う団体に寄付する。
- 第14条（補 則） 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。
- 附則 本規約は、令和7年11月12日より実施する。
(令和7年12月9日に一部変更)
- 以上